

在職者・求職者の皆さまへ

ジョブ・カードが 新しくなりました！



ジョブ・カードは平成27年10月1日から新しい様式に変わり、作成しやすくなりました。新しい様式は**ジョブ・カード制度総合サイト**からダウンロードできます。

あなたのキャリア形成や職業能力の証明のために、ジョブ・カードを作ってみませんか？

※既に作成したジョブ・カードはこれまでと同様に活用できます。また、旧様式も当面使用することができます。

新しいジョブ・カードの特徴

新しいジョブ・カードは「**生涯を通じたキャリア・プランニング**」や「**職業能力証明**」に活用できるツールです。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職などを促進するため、労働市場のインフラとして、キャリアコンサルティングなどの個人への相談支援をはじめ、就職活動、職業能力開発などの各場面で活用できます。

生涯を通じたキャリア・プランニングのツールとして…

キャリアコンサルティングなどの支援を受ける前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計（キャリア・プラン）などの情報をジョブ・カードに蓄積することで、訓練の受講やキャリア選択などの生涯のキャリア形成の場面で活用することができます。

職業能力証明のツールとして…

免許・資格、教育（学習）・職業教育訓練歴、職務経験、教育・訓練成果の評価、職場での仕事ぶりの評価に関する職業能力証明の情報を、ジョブ・カードに蓄積できます。蓄積した情報を場面や用途に応じて編集し、就職活動の際の応募書類やキャリアコンサルティングの際の資料として活用するなど、職業能力を「見える化」するのに役立ちます。

ジョブ・カードはこんな場面で役立ちます

新しいジョブ・カードは、さまざまな場面で活用できます！

- ① 生涯を通じたキャリア・プランを考えたり見つめ直したりする際に活用
- ② 就職活動やキャリアコンサルティングを受ける際の職業能力の証明として活用
- ③ 働いている企業内での実務能力の証明に、職業能力証明用のジョブ・カードを活用
- ④ 専門実践教育訓練や教育訓練を受ける際に活用 など

ジョブ・カードの様式や作り方はこちらから

ジョブ・カード制度総合サイト <http://jobcard.mhlw.go.jp>



厚生労働省・都道府県労働局

LL271019能キ03

企業の皆さまへ

ジョブ・カードが 新しくなりました！



ジョブ・カードは平成27年10月1日から新しい様式に変わり、作成しやすくなりました。新しい様式は**ジョブ・カード制度総合サイト**からダウンロードできます。

※既に作成したジョブ・カードはこれまでと同様に活用できます。また、旧様式も当面使用することができます。

新しいジョブ・カードの特徴

新しいジョブ・カードは「生涯を通じたキャリア・プランニング」や「職業能力証明」に活用できるツールです。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職などを促進するため、労働市場のインフラとして、キャリアコンサルティングなどの個人への相談支援をはじめ、就職活動、職業能力開発などの各場面で活用できます。

企業がジョブ・カードを活用するメリット

① 求人時の活用 1

求人の際に履歴書の追加資料などとして活用することにより、履歴書だけでは分かりにくい応募者の職業能力に関する情報を、決められた様式で得ることができます。

※応募書類として活用されるジョブ・カードの情報は労働者本人の意思により提出されるものです。本人の意思に反して提出を求めることはできません。

② 求人時の活用 2

雇用型訓練（企業が訓練生を雇用して行う実践的な職業訓練）の際に活用することにより、訓練成果を業界共通の「ものさし」で評価できます。

また、一定の要件を満たす場合には、国からの助成金を受けられます。

③ 在職労働者の職業能力の評価における活用

在職労働者の実務成果、職業能力を評価する際に活用することで、在職労働者のキャリア形成の促進、職業能力の見える化の促進を図ることができます。また、一定の要件を満たす場合には、国からの助成金を受けられます。

④ 在職労働者へのキャリアコンサルティングなどでの活用

在職労働者の職業能力開発の促進のため、事業主によるキャリアコンサルティングや職業訓練などを行う際に活用することで、訓練の必要性が明確になるなど、これらの取組みが一層効果的なものとなります。また、一定の要件を満たす場合には、国からの助成金を受けられます。

⑤ 「求職活動支援書」の作成における活用

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく「求職活動支援書」（任意様式）の作成を行う場合に、ジョブ・カードの情報を活用することができます。

ジョブ・カードの様式など、詳しくはこちら

ジョブ・カード制度総合サイト <http://jobcard.mhlw.go.jp>

ジョブ・カードセンター、サポートセンターでは雇用型訓練の支援なども行っています。

訓練機関の皆さまへ

ジョブ・カードが 新しくなりました！

平成27年
10月1日から



ジョブ・カード君

ジョブ・カードは平成27年10月1日から新しい様式に変わり、作成しやすくなりました。新しい様式は**ジョブ・カード制度総合サイト**からダウンロードできます。既に作成したジョブ・カードはこれまでと同様に活用できます。また、旧様式も当面使用することができます。

新しいジョブ・カードの特徴

新しいジョブ・カードは「**生涯を通じたキャリア・プランニング**」や「**職業能力証明**」に活用できるツールです。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職などを促進するため、労働市場のインフラとして、キャリアコンサルティングなどの個人への相談支援をはじめ、就職活動、職業能力開発などの各場面で活用できます。特に、教育訓練機関では、次のようなことが期待されています。

「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツールとして…

キャリアコンサルティングの場面などで活用し、訓練受講前には訓練受講の必要性をより明確にし、訓練受講中や訓練受講後には職業意識の向上や訓練効果の向上などを促進すること。

「職業能力証明」のツールとして…

訓練成果の評価などの情報を、就職活動の際の応募書類などに活用することで、円滑な就職を促進すること。

訓練成果の評価などにはジョブ・カードの活用を

各訓練機関※においては、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、訓練成果の評価を確実に行ってくださいますようお願いいたします。訓練機関で作成する「**職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート**」などの活用は、訓練受講者の能力を「見える化」するために重要です。このシートについては、①訓練受講者に対して、その内容が求人企業に対するアピールポイントとなる場合、応募書類としての活用を促し、②応募先企業に対して、企業が指定する履歴書などに追加して応募書類の一つとして受け付けてもらえるように説明し、理解を求めてくださいますようお願いいたします。職業能力証明（訓練成果・実務成果）シートは、訓練の種類、実施機関ごとに定めています。適切なものをご使用ください。

※ 独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構、都道府県、委託訓練実施機関、求職者支援訓練実施機関

各種様式のダウンロードや詳しい情報は**こちら**

ジョブ・カード制度総合サイト <http://jobcard.mhlw.go.jp>



厚生労働省・都道府県労働局

LL271019能キ02